

京都府公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、日常生活に不可欠な公衆浴場を確保し、公衆衛生の維持及び増進を図るとともに、高齢者、子育て世代、外国人観光客等の公衆浴場利用促進のため、公衆浴場を営む者が行う浴場業用設備の改善事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「公衆浴場」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(事前着手届)

第4条 補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付決定までに事業に着手しようとする場合において、京都府公衆浴場設備改善事業補助金事前着手届（別記第1号様式）を知事に提出したときはこの限りでない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条第1項により、別記第2号様式を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に掛かる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税額及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下、同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容の審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付又は不交付を決定したとき、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第5号様式による実績報告書を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して10日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日まで知事に、提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

2 規則第19条第2号に規定する知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の備品及びその他の財産とする。

(書類の整備等)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別記第 6 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額
1 浴場業用設備改善事業	<p>(1) 浴場施設及び附属設備の修繕に要する経費</p> <p>(2) 浴場施設及び附属設備の更新に要する経費</p> <p>(3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>ただし、1件の事業の補助対象経費が100万円未満のものは補助の対象としない。</p>	100分の15	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てるものとし、1件当たりの補助限度額は150万円とする。）
2 浴場業用設備バリアフリー化事業	<p>(1) 浴場施設及び附属設備のバリアフリー化に要する経費</p> <p>①通路又は出入口の幅拡張</p> <p>②洋式便器への取替</p> <p>③浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路への手すりの設置</p> <p>④浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路の段差解消（ノンステップ化・スロープ化）</p> <p>⑤浴室・脱衣所・便所・玄関及び通路の床を滑りにくくする（ノンスリップ化）</p> <p>⑥出入口の戸の引戸化・折戸化</p> <p>(2) その他知事がバリアフリー化に必要と認める経費</p> <p>ただし、1件の事業の補助対象経費が20万円未満のもの又は100万円を超えるものは補助の対象としない。</p>	2分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（100円未満の端数は切り捨てるものとする。）